

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成28年9月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成28年9月定例会

1. 招集の日時 平成28年9月1日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成28年9月1日 午前10時00分
閉 会 平成28年9月1日 午前11時45分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
2 番 高坂 恭子
3 番 石渡 悦子
4 番 山崎 貞一
5 番 椿 日出男
6 番 小川 博之
7 番 田村 明美
5. 欠席議員 な し
6. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
副 管 理 者 菅澤 英毅

会計管理者 石橋 孝子

匝瑳市環境生活課長 加瀬 幸治

多古町生活環境課長 高橋 正

横芝光町環境防災課長 川島 敏彦

事務局長 石橋 清

主 査 宇佐美隆司

主 査 補 嶋根 大介

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局長 石橋 清

主 査 宇佐美隆司

主 査 補 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 開 会

日程第2 議席の指定

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 報告第1号、議案（第1－5号）の上程

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定につ
いて）

議案第 1 号 平成 2 7 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計
歳入歳出決算認定について

議案第 2 号 平成 2 8 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計
補正予算（第 1 号）について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合情報公開条例の制定に
ついて

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護条例の制
定について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の退職管理に関す
る条例の制定について

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 質 疑

日程第 8 討 論

日程第 9 採 決

日程第 1 0 一般質問

日程第 1 1 閉 会

9. 会議に付した事件

報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定につ
いて）

議案第 1 号 平成 27 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計
歳入歳出決算認定について

議案第 2 号 平成 28 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計
補正予算（第 1 号）について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合情報公開条例の制定に
ついて

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護条例の制
定について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の退職管理に関す
る条例の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前 10 時】

佐藤議長 おはようございます。本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 28 年 9 月定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 28 年 9 月定例会を開会いたします。なお、本日は全議員出席でございますので、会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第 121 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりでございます。よって、お手元に配付いたしました印刷物により御了承願います。議案の配布漏れはございませんか。

（「なし」の声）

佐藤議長 それでは、直ちに会議を開きます。

日程第2、議席の指定を行います。ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配付しました議席表をもってご了承願います。

日程第3、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第79条の規定により議長が指名いたします。2番高坂恭子議員と7番田村明美議員の両名を指名いたします。

日程第5、これより、報告第1号及び議案第1号から議案第5号について、一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、一括上程といたします。

日程第6、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いいたします。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 はい、管理者。

太田管理者 皆様、おはようございます。台風一過という事で当初、当地域も色々心配をされたところではありますが、おかげさまで通過、大きく迂回しておるという事で予想された大きな被害もなかったようでございますけれども、東北あるいは北海道の方では犠牲者も出たということで犠牲者の方々に対してのお悔み、そして被害にあわれた方々に対しまして心からご心配を申し上げるところでございます。その様な中にありまして本日、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成28年9月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、暑い日が続く中、公私にわたり大変ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、心より感謝申し上げます次第でございます。また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜

っておりますことに対しても、厚くお礼申し上げる次第でございます。

本定例会におきましては、報告1件、議案5件のご審議をお願いするわけではありますが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合の施設の概況について申し述べさせていただきたいと思っております。

はじめに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼働開始から32年が経過していることから、施設や使用機械の老朽化が著しく進んでおり、年々修繕箇所も増えてきております。平成27年度におきましては、排出ガス中の煤塵を除去する装置であります湿式電気集塵機の大規模改修工事を行っております。また、運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状況ではありますが、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、極力経費の節減に努めながら定期的な点検や計画的に修繕を行うなど、施設の延命化を図っているところでございます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から14年が経過しておりますが、平成27年度は、大規模な修繕もなく順調に運営をしたところでございます。平成28年度においては引き続き、計画的な維持補修等を行いながら、住民の皆様安心してご利用いただけるよう努めてまいりますので議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。それでは、本定例会に提出いたします報告1件、議案5件の提案理由を申し上げさせていただきます。

報告第1号。専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）。本件は、作業中に起きた自動車の交通事故について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第1号、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について。本案は、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第292条の規定において準用する同法第233条第3項の規定により、議会の認定

を求めるため、提案いたしました次第であります。

議案第2号、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）について。本案は、歳入歳出それぞれ1,476万4千円を追加し、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億5,840万8千円といたしました。提案いたしました次第であります。

初めに、第1表歳入歳出予算補正のうち歳入予算について申し上げますと、6款繰越金1,476万4千円を追加するものであります。次に、歳出予算について申し上げますと、2款総務費1,473万2千円、3款衛生費3万2千円をそれぞれ追加するものであります。

議案第3号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合情報公開条例の制定について。本案は、住民の公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護条例の制定について。本案は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について。本案は、地方公務員法の一部改正に伴い職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

以上でございます。よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

これより、日程第7の質疑に入りますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長

異議なしと認め、質疑に入ります。質疑を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については議案の範囲とし、重複する事項を避け、円滑な議事運営ができますよう御協力をお願い

いたします。

それでは、報告第1号「専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）」を議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤議長 異議なしと認め、報告第1号を議題といたします。それでは、質疑を許します。ご意見等はありませんか。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 車両の損害というのは一切なくて、人身事故ということで自賠責保険基準に基づいたという決定要件がありますので、ごみ選別処理施設の敷地内で歩いたり作業している人に対して、当組合所有の車両がぶつかったという様に見えるのですけれども詳細な説明をお願いします。

佐藤議長 事務局。

石橋事務局長 はい。平成25年4月10日午後3時頃、松山清掃工場選別施設内の事故です。ワゴン車に運転者と助手が乗っておりました。搬入に来て止まったところへ、タイヤショベルがバックしてバンパーに若干の損傷を与えた。それにつきまして、所有者は助手席に乗っておりました、運転者は別の方が乗っていた。車に乗っていて止まったところにタイヤショベルがバンパーにぶつかったという事です。

所有者で助手席に乗っていた方は、平成26年3月の定例会で専決処分を受けております。その時は車のバンパー等の物損と人身という事で専決処分の報告は終わっております。今になって今回このような事になったと申しますと、運転者であります方が支払いは25年度でしておりますが、金額等に折り合いがつかないという事で弁護士等が入っておりましたが、最終的に弁護士の方から不服があれば訴訟をしてそういうことにするという事にするふうになりましたので、弁護士の方とのアドバイスより3年の時効を待つという事で3年の時効を待つという事になりました。3年の時効を待つという事につきましても平成26年3月定例会の事前に、全員協議会をここで開きまして、

議員の皆様と協議の上3年の時効を待つ、そういう経緯で今回3年を過ぎましたので時効をもって専決処分という事になりました。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 概要はわかりました。それで考えてみますとごみを持ってくる利用者の方が重々注意していただく事と、作業をする組合の職員も重々注意していただくと言う事が必要になるんですが、また同じようなケースがありうる環境かなと思わざるを得ないのですが、どういう対策をとられたでしょうか。たとえば車の進入、それから利用者の進入を別にするとか、作業の場所だけ設定するか柵を設定する必要がないでしょうか。決して広い場所ではありませんけども、やっぱり慌ただしくお互いやっている時に、同じようなケースがまたあるんじゃないかというふうに考えてしまうのですがいかがでしょうか。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 今回の事故を教訓に、ごみを手で降ろしておりますので場所がどんどん広がっていきます。そうするとタイヤショベルで押してある程度高く積まなくてはしょうがないというのが現実です。その時にお客様には不自由をおかけしますが、トラロープを張りましてタイヤショベルが動くエリアにはお客様が入れないようにして、タイヤショベルが動くときにはお客様にはその場所には降ろせないように待って頂いて、そういうことをしてやっております。お客様同士の車というものもありますので、職員には笛を持たせております。笛を鳴らすと皆さんビックリしますがそれでも笛を持って作業、注意喚起をしてもらうのとトラロープでそういう事のないように、その作業をする時だけはお客様が入れないようにというこの事故を教訓にやっております。以上です。

佐藤議長 お諮りいたします。報告第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、報告第1号の質疑は打ち切ります。

続きまして議案第1号「平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 議案第1号、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算内容についてご説明いたします。お手元に配布してあります、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算書、施策の成果の説明書に基づきまして説明をさせていただきます。

まず最初に、決算書をお開きいただきたいと思います。決算書の3ページと4ページをお願い致します。歳入と歳出の全体の決算が記載してございます。その内容について、6ページをご覧ください。平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の事項別明細書になります。こちらについてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。歳入1款、分担金及び負担金から説明いたします。予算現額4億8千642万2千円に対しまして、収入済額が4億8千642万2千円で100%の収入率でございます。負担金の構成市町別内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。匝瑳市が2億8千883万7千円、負担額で59.4%の負担率でございます。多古町は、1億1千238万6千円、23.1%の負担率でございます。横芝光町は、8千519万9千円、17.5%の負担率でございます。

2款、使用料及び手数料、予算現額1億5千238万6千円に対しまして、収入済額1億6千757万1千751円、110%の収入率でございます。この内、1項1目の火葬場使用料は、予算現額1千8

93万2千円に対しまして、収入済額は、2千423万6千201円で、128%の収入率です。前年度より、308万5千361円、14.6%の増でした。使用料の内訳については、備考欄に記載のとおりで、火葬分、式場分、遺族控室分等であります。

7ページをご覧ください。2項1目、ごみ収集処理手数料の予算現額1億3千345万4千円に対しまして、収入済額は、1億4千333万5千550円で、107.4%の収入率です。

9ページをご覧ください。3款、国庫支出金の予算現額35万円に対しまして、収入済額は31万1千400円で、予算現額に対して88.9%の収入率です。4款、財産収入の予算現額2千247万7千円に対しまして、収入済額は2千894万2千747円で、当初予算額に対して128.8%の収入率です。この内、1項、財産運用収入、1目の利子及び配当金の予算現額19万7千円に対しまして、収入済額は、22万4千548円で、114%の収入率です。これは、財政調整基金利子であります。2項、財産売却収入、1目、物品売却収入の予算現額は、2千228万円に対しまして、収入済額は、2千871万8千199円で、128.9%の収入率です。これは、缶類、金属類、ダンボール、雑誌等の資源ごみリサイクルによる売払い収入と、ペットボトルの有償入札拠出金等の合計になります。収入増の理由として、スチール缶・アルミ缶・雑誌・新聞等の販売単価が上昇したことと、有償入札拠出金が歳入見込みを上回ったためであります。

10ページをご覧ください。5款、繰入金は財政調整基金からの繰入金で、予算現額7千344万9千円に対しまして、収入済額は3千万円で、40.8%の収入率です。6款、繰越金、予算現額3千401万2千円に対しまして、収入済額は3千401万2千741円で、100%の収入率です。これは、平成26度からの繰越金であります。7款、諸収入、予算現額33万円に対しまして、収入済額は44万3千955円で、134.5%の収入率です。これは、山桑メモリアルホールや松山清掃工場内の自動販売機の電気使用料や預金利子であります。

歳入合計は、予算現額7億6千942万6千円に対しまして、収入済額は、7億4千770万4千234円で、97.2%の収入率です。以上が決算書、歳入の説明であります。続きまして、歳出のご説明について申し上げます。歳出につきましては、支出済額が概ね100万円以上、または特に説明が必要な事項についてご説明申し上げます。

11ページをご覧ください。1款、議会費、予算現額12万6千円に対しまして、支出済額は9万2千798円で、73.6%の執行率です。2款、総務費、予算現額1億282万9千548円に対しまして、支出済額は、8千910万3千857円で、86.7%の執行率です。1項、1目、一般管理費の内2節、給料の支出済額4千71万3千238円は、特別職2名と職員10名の給料であります。3節、職員手当等の支出済額1千847万1千円の内訳につきましては、右側の備考欄に記載してありますとおり、扶養手当や通勤手当、期末・勤勉手当等であります。

12ページをご覧ください。4節、共済費の支出済額2千40万2千239円は、職員10人分の長期と短期の共済掛け金等であります。2節給料、3節職員手当等、4節共済費の不用額が生じた主な理由といたしましては、当初職員11名の予算に対しまして、職員1名減の10名の執行により不用額が生じたものです。

7節、賃金、支出済額377万8千674円は、嘱託職員等2名分の賃金であります。13ページをご覧ください。18節、備品購入費の支出済額181万3千200円の内訳については、備考欄に記載のとおり、事務用パソコン2台と事務連絡車の購入であります。19節、負担金補助及び交付金の支出済額135万5千48円の内訳については、備考欄に記載のとおり、各種協議会への負担金、嘱託職員の労働保険料などあります。

2款2項1目、監査委員費、予算現額2万6千円に対しまして、支出済額は、2万4千248円で、93.3%の執行率であります。

14ページをご覧ください。3款、衛生費、予算現額5億5千225万5千600円に対しまして、支出済額は、5億1千142万8千40

3円で、92.6%の執行率です。1項、火葬場事業費、予算現額6千509万6千600円に対しまして、支出済額は、5千960万4千408円で、91.6%の執行率です。7節、賃金、支出済額221万1千400円は、嘱託職員1名の賃金です。11節、需用費の支出済額は、1千983万6千495円で、備考欄記載のとおりです。15ページをご覧ください。13節、委託料の支出済額3千546万1千130円で備考欄記載のとおりです。16ページをご覧ください。

3款2項、清掃事業費、予算現額4億8千715万9千円に対しまして支出済額は、4億5千182万3千995円で、92.7%の執行率です。次に、7節の賃金200万7千600円については、嘱託職員1名の賃金であります。11節、需用費の支出済額は1億8千200万4千743円で、消耗品費3千721万4千円の主なものは、ごみ袋購入代金、焼却炉用薬品、焼却炉用消耗品等であります。燃料費739万2千774円は、焼却炉用A重油、粗大ごみ破砕機、重機用軽油代であります。

17ページをご覧ください。光熱水費4千152万8千608円は、清掃工場電気代、水道代であります。修繕料の主なものは後ほど施策の成果でご説明させていただきます。12節、役務費の支出済額は1千279万924円で備考欄に記載のとおりです。主なものは収集袋販売手数料と松山清掃工場の維持管理に必要な各種清掃手数料等あります。13節、委託料の支出済額1億8千485万9千952円で、備考欄に記載のとおりです。18ページをご覧ください。下から3つ目の一般廃棄物収集運搬業務委託料、可燃ごみ収集4台と資源ごみ等収集処理業務委託料です。

次に、19ページをご覧ください。主なものは、一般廃棄物仕分業務委託料、松山清掃工場運転管理業務委託料、焼却灰運搬と処理委託料です。

20ページをご覧ください。14節、使用料及び賃借料の支出済額118万8千円は、粗大ごみ破砕機スクルーロール補修時の賃借料です。15節、工事請負費の支出済額6千620万4千円は、選別施設

舗装工事と湿式電気集塵機改修工事です。19節、負担金補助及び交付金の支出済額154万6千139円の主なものは、木積区集落内道路整備事業補助金です。

21ページをご覧ください。4款、公債費、予算現額1億1千131万7千円に対しまして、支出済額は、1億1千131万5千154円でした。長期債元金償還金と長期債利子償還金であります。一番下の歳出合計の当初予算額7億296万5千円、補正予算額6千646万1千円、予算現額計7億6千942万6千円に対しまして、支出済額は、7億1千194万212円で、92.5%の執行率です。また、不用額5千748万5千788円につきましては、入札執行時の差金等によるものです。以上が、決算書の歳出の説明であります。

次に、23ページをご覧ください。平成27年度実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。1. 歳入総額7億4千770万4千234円。2. 歳出総額、7億1千194万212円。3. 歳入歳出差引額3千576万4千22円、4. 翌年度へ繰越すべき財源についてはありません。5. 実質収支額3千576万4千22円。6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、2千万円であります。

25ページをご覧ください。平成27年度財産に関する調書についてご説明申し上げます。1. 公有財産(1)土地及び建物については、前年度と同様に、土地や建物の地積や延面積の増減はありません。

26ページをご覧ください。2. 物品について、ご説明いたします。左から区分、前年度末現在高、決算年度中増減高、決算年度末現在高と記載してあります。ごみ袋以外増減は、ありません。ごみ袋については、27ページをご覧ください。収集ごみ袋棚卸高内訳をご覧ください。各区分毎に、前年度末現在高、決算年度内購入高、決算年度内販売高、決算年度末現在高となっております。決算年度末現在高から前年度末現在高を引いたものが26ページの決算年度中増減高になります。

次に、3. 基金(1)財政調整基金について、ご説明申し上げます。

前年度末現在高3億2千837万5千688円、決算年度中増減高522万4千548円で、決算年度末現在高3億3千360万236円です。522万4千548円について、ご説明申し上げます。真ん中の「年度中増減高明細」の内訳として、平成26年度からの繰入金3千500万円、預金利子22万4千548円の合計から、一般会計繰入金として基金からの歳出額3千万円を差し引きますと、522万4千548円となります。

29ページをご覧ください。平成27年度地方債に関する調書についてご説明申し上げます。起債の年度は平成12年度から13年度までで、借入先は財務省からです。起債の目的は、葬斎場建設事業や火葬場建設事業のためであります。借入額合計12億6千330万円、利率は1.3%から0.3%です。年度中償還額の元金と利子の合計は、1億1千131万5千154円、未償還元金の合計額は、9千853万6千519円であります。償還終期は、平成29年3月25日であります。決算書に関しましては以上でございます。

続きまして、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算に係る主要施策の成果の説明書についてご説明申し上げます。主には決算書3款の内容によるものとなります。

3ページをご覧ください。3款火葬場事業費、内容は葬祭施設の適正な維持管理を行い、環境の保全と地域住民の福祉向上に努めました。火葬場の利用実績については、合計で1002件、前年度に比較し16件の増です。式場利用実績については、合計で64件、16件増です。主な修繕補修等は、記載のとおりです。

4ページをご覧ください。清掃事業について説明いたします。清掃事業の内容は、焼却施設の適正な維持管理を図り、1市2町から収集・運搬した一般廃棄物を処理し、生活環境及び公衆衛生の維持向上に務めました。3.資源ごみ有価物売却実績は、記載のとおりです。紙類は年2回、その他は年4回最高価格者に売却をしております。

5ページをご覧ください。4.ごみ収集実績、5.ごみ処理・処分実績で記載のとおりです。

6 ページをご覧ください。6.主な修繕補修等です。この内訳についてご説明いたします。(1)粗大ごみ破碎機関係949万6千円です。(2)最終処分場関係160万2千円です。(3)松山清掃工場関係①受入供給設備2千713万8千円②燃焼設備634万1千円。7 ページをご覧ください。③排ガス処理設備1千117万5千円④通風設備2千246万8千円⑤排水処理設備683万7千円⑥灰出し設備596千円。8 ページをご覧ください。⑦電気設備228万円⑧その他補修787万9千円。(4)工事関係①湿式電気集塵機改修工事6千264万円②選別施設舗装工事356万4千円(5)備品購入公用車150万円。以上が概要の説明となります。

続きまして、平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算審査意見書についてご報告いたします。去る7月11日、当組合事務所会議室において、石井代表監査委員、山崎監査委員、両監査委員に、決算の書類審査を受け、総論のとおりご意見をいただきましたので、ここにご報告いたします。以上、説明とさせていただきます。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。ご意見等はございますか。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 3回だという事ですので要所要所何点か質問させていただきます。決算書のページで言います。9 ページで財産収入の資源ごみ再生有価物売払代金等2千871万8千199円ということで、予算現額から見ると128.9%ということで売払収入が見込よりも多かったと、よろしいという事ですが、説明の中で私が聞き漏らしたのかもわかりませんが空き缶や紙類それからペットボトルは売払いのしかたが違うのでしょうか、ペットボトルのという話がでましたが、プラスチック容器関係の説明が無かったように思います。この資源ごみは今現在、27年度はどういう扱いになっているのか教えてください。

16 ページ、清掃事業費の中で嘱託職員1名の賃金、賞与が出てい

ますけど、主要な施策の成果の説明書の中ではシルバー人材センターから派遣していただいているというふうに記載があると思います。なぜシルバー人材からの派遣なのかという事を聞きたいのですが、おそらくここで組合職員として長年働いてこられた方が定年退職後にまた雇用されているという様な事ではないかと、実態はそうじゃないかと思うんですがご説明をお願いします。シルバー人材の場合には最低賃金という事にも関係しないのかなというふうに思いますので、嘱託職員の賃金がどうであるかという事も含めてなぜシルバー人材派遣なのかという事をご説明ください。

それと18ページの衛生の款の一般廃棄物収集運搬業務委託料8千24万3千811円が計上されています。一般廃棄物の収集運搬、回収については全面的に業務委託されている事だと思うのですが、ひとつには競争入札によって業者を決めたのか、一市二町にわたっていますが業者がそれぞれ違うのか。単価は全く同一なのか。その辺のご説明をお願いします。

19ページの備考の真ん中のところで、焼却灰運搬業務委託料と焼却灰処理業務委託料が計上されています。焼却灰は当時、最終処分場に埋め立てるという事はせずに外に出して処理してもらおうという事だと思うのですが、そういう事にした経緯とか理由ですね。昔は違ったと思っているのですが。理由と委託料を払って回収、処理してもらっている訳なのですが、その先の行きつく先を知っているならば教えて頂きたいと思います。こういった利用のされ方も教えて頂きたいというふうに思います。以上、お願いします。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 決算書の9ページ、再生有価物売払代金。施策の成果説明書の4ページと一緒にいるのですが、26年度より27年度の方が実際は収入がありません。27年度予算の中でも単価が下がるということで当初予算を取ってありますので。その想定よりも高く購入してくれたという事になります。今、中国では粗鋼生産、鉄の生産が世界の半分程を

中国で生産しています。中国の景気が良かった時は全部中国で使われていましたが、今ダブついていましてそれが東南アジアに流れダンピングになり、それがこの間のサミットでも問題になってますけど、そういう絡みがありまして有価物の単価が下がっております。今後の見通しでもそういう方向に行くのかなと思っております。ただ、うちの方から買ってくださる業者は結構良い金額で買っていておられます。それはなぜかと言いますと、資源新報という新聞があります。その新聞を見させてもらっていますが、その単価よりももっと高い単価で買っていておられます。それが今の現状です。

プラスチック容器類なんですけど、施策の成果の方の4ページに記載されておられません。あくまでもうちの方で売れたごみという事でここに記載しています。実際に容器包装リサイクル法の中のビンとかプラスチック容器包装、紙製容器包装というのは、実際有価で売れませんので。そういう法律ができてやっていますのでここには記載がないんですがプラスチック容器包装につきましては75tほどうちの方で容器包装リサイクル協会でもリサイクルしております。お金はもらいませんけども、その分がリサイクルに回っているという認識でおります。

決算書の16ページですが、7の嘱託職員賃金こちらにつきましては、昼間の清掃工場の運転を5名でやっております。その内の1名を嘱託ということで、職員が2名です。嘱託が1名、その他に業務委託が2名という5人の混合体制なんですけど、嘱託職員1名につきましてはこちらのOBです。一番技術を知っていますし、これだけ古いのでノウハウは分かっている人に定年後残ってやってもらっています。それで随分助かっております。

18ページお願い致します。一般廃棄物収集運搬業務委託料8千万円の内訳ですが、可燃ごみは可燃ごみ収集車4台を委託してます。これにつきましては、契約年度が違うのですが今現在、長期継続契約3年でやっております。入札で行っております、地区によって若干値段が違います。どこどこ地区がいくらではなくてあくまでも競争入札によって決めております。現在は、匝瑳市の中央部と外周部という

ふうに分けておりますが、そちらについては旭にありますトーソーメンテナンスという会社が2カ所とっております。元で言いますと匝瑳市の野栄地域と横芝光町これが1台で五十嵐商会となっております。多古町も五十嵐商会という事で、2業者でやっています。いろんなリスク分散ということで2カ所の地域を取った方については次の入札が3箇所になりますと何かあった時に困りますので、一応そういう事を考えながらどんなに取っても2地域という事で考えております。

資源ごみにつきましては共同リサイクルという会社に1社で随契しております。2t車の平ボディ4台で収集をしております。

19ページをお願い致します。焼却灰の運搬と処理という事で、こちらにつきましては鹿嶋にあります中央電気工業という所と、埼玉県寄居町にありますツネイシカムテックス埼玉という2カ所をお願いしています。こちらもリスク分散という事で、当然向こうも操業しておりますので機械が止まったり、故障した場合には受入先がなくなってしまうという事になりますとここも焼却が出来なくなってしまうので2カ所にリスク分散を兼ねてお願いしています。こちらの焼却灰も約1,000t近い量が出るのですが、全量リサイクルということになってます。むこうで埋めている訳ではございません。一旦、灰を処理して鹿嶋の場合は熔融、溶かした処理をしてメタルとかそういう物にしてリサイクルしております。埼玉の方は公害になるダイオキシンとか色々なものを分解したあと砂のような物にして再生砂という形で販売しリサイクルしております。うちの方もいろんな法令の問題等がありまして、うちの方で埋め立てないでリサイクルをするという大義名分もありますし、そういう関係で埋めることが若干出来ない、いろんな設備を追加しないと埋められないとかそういう時代がきましたので、リサイクルをするという目的で今現在、焼却灰についても全量リサイクルという事になっております。以上です。

田村議員

はい、議長。

佐藤議長

はい、田村議員。

田村議員

ありがとうございます。シルバー人材センターの事がよくわからな

かったので19ページを見てましたら、このところに一般廃棄物仕分業務委託料シルバー人材センターという事が出ていますね。ですので機械の運転における嘱託職員は直接雇用と言う事で考えてよろしいのでしょうか。ここに出てる仕分業務委託というのがシルバー人材センターだという事でご説明を頂きたいと思います。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 大変失礼しました。シルバー人材センターの委託料という事ですが、ごみの選別、むこうにお客様がごみを持ってきます。缶はこちらのコンテナ、ビンはこちらのコンテナ、段ボールはどちらとか、そういった仕分、指導。場合によっては女性だけで来てごみが降ろせないとかそういう時に一緒に手伝って降ろすという。そういう作業という事で軽作業を2名のシルバー人材センターにお願いしております。以上です。

田村議員 あの、答弁漏れなんですけど。なぜという。

石橋事務局長 なぜ。

田村議員 はい、賃金の事とか。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 シルバー人材センターの賃金というか、嘱託職員については匝瑳市に準じて同じ様にやっております。シルバー人材センターにつきましては匝瑳市のシルバー人材センターの賃金に基づいております。最低賃金は、今年度なんですけど1時間当たり862.92円という事で匝瑳市のシルバー人材センターの料金体系に基づいて、うちの方は2名を毎日お願いしております。以上です

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 噛み付くつもりはないんですけど、匝瑳市のシルバー人材センターも業務の仕組みを拡大して従来の高齢の方が、例えば健康の為にそれからおこずかいの為にとか生き甲斐の為に仕事をする以上に、生計の為に家計の為に収入獲得という事の業務も受けられる様にするとい

う仕組みを変えたというふうに聞いていますが、ちょっと気になるのが1時間当たり862.92円ですか。そうすると千葉県の最低賃金よりは上回っている訳ですよね。それが働いているご本人の方にその金額が入るといふふうには考えられないでしょうか。その部分で毎日同じ責任をもった仕事をやって頂いているという事で、雇用主がこういう公共機関というか自治体であるという事もあって、シルバー人材ではなくて直接雇用とすべきじゃないかなと改めて考える訳なんです。直接雇用だと仮にその方が急病とかになった場合、どう手配するかという課題が出てくるかと思うのですけれども働いている方との関係で言うと直接雇用とすべきじゃないかと私は考えるのですがいかがでしょうか。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 先ほどの1時間当たり約863円です。見積もりを見ますと、799円が本人にあって、63.92円が事務費という事ですので、うちの方としてこのシルバー人材センターの雇用につきましては清掃工場の運転にシルバー人材センターの方が出来る訳が無いですし、それなりの方が必要です。長年の経験者という事で技術的にもなるものですから囑託として採用しております。

今、シルバーさんとしてお願いしている部分というのは、空缶はここだ。ピンはなにだ。あと荷物を降ろすのを手伝いますとか。その仕事の内容からみて、私の解釈ではシルバーさんの生き甲斐の事業になるのか、生活費として稼ぐことは分かりませんが、妥当なのかなと。それと常時2名という事で来ていただいていますけど、実際には4～5名の方でローテーションで来てます。そういう意味では、どうしてもずっと来ている方もいらっしゃいますし、週に2日とかローテーションで、2人が常時来ている事ではありませんので、ある意味ではシルバー人材センター事業の活用という意味でも問題は無いのかなと思っております。以上です。

佐藤議長 他にございますか。

お諮りいたします。議案第1号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第2号「平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 議案第2号平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)をご説明いたします。5ページをご覧ください。歳入6款繰越金、平成27年度繰越金を計上するものであります。6ページをご覧ください。歳出についてご説明いたします。2款2節給料、3節職員手当等、7節賃金及び3款7節賃金については、匝瑳市の給与条例等の改正に伴い不足分を計上するものでございます。13節委託料については、統一的な基準による地方公会計の整備促進のため、財務諸表等作成に必要な固定資産台帳整備の作成支援業務の委託料となります。25節積立金は、残りの金額を財政調整基金に積み立てるものであります。以上です。

佐藤議長 事務局長の説明が終わりました。それでは、質疑を許します。よろしいですか。お諮りいたします。議案第2号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号の質疑は打ち切ります。続きまして、議案第3号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合情報公開条例の制定について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号を議題といたします。それでは、質疑を許します。ご意見等はございませんか。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 議案第4号で個人情報保護条例の制定というのがある訳なんですけども、そこの情報公開条例と個人情報保護条例が抱き合わせで、はじめて実際に執行できるものとだというふうに考えている訳なのですが、そこから考えますと今回の情報公開条例で、とりわけ第8条の部分で非開示情報、開示しない、請求があっても開示しない情報があると言う事で、ザッと書かれているのですがこれが多すぎると思いました。原則は誰もが情報公開請求ができるという事が原則で、その上で個人情報保護条例に寄って個人情報というのは開示できない。という仕組みだと思うんですね。なぜ非開示情報というのを個人情報じゃなくても非開示情報というのをこれだけ規定するのかという事のご説明を頂きたいと思えます。

それから、第5条なんですが開示請求権という事で、公文書の開示を請求する事ができる。1、2、3、4、5、6という事が出ているのが組合管内という事なんです。組合管内に住所を有する個人、それから勤務する個人、または組合管内に事務所がある、事業所がある、学校があるというのと、料金の納付義務があるもの、利害関係を有すると認められるものというふうに限ってしまっていて、これでは事実上ここに当てはまらない人、あるいは団体、事業所などが必要があっても開示請求してもその部分で却下されてしまうのではないかと。原則は、あくまで誰もが開示請求できるという所にしておかなければいけないんじゃないかと私は考えます。

もうひとつは、2ページのところの一番上「イ」というのが出てきますけれども、公文書の中でここに定義する公文書、開示請求できる公文書であっても除くものというのがあるんですけども、2ページの「イ」が作成の補助に用いる為に一時的に作成した電磁的記録であって規則で定めるものという事で、規則で定められるものと書いてあり

ますから、もう少し具体的に定められるんだろと思うんですが、考えられるのは例えばこういう施設ですのでダイオキシン問題とか、公害の問題等でいろいろ心配があると。仮にですけどね。といった場合に検査してデータを保管したと。けどもデータは義務が無いので、ただ検査しデータを取り保管しているだけだと。事実上、データに基づいて分析し、こうであるという見解をこの組合として出すと言った場合の元となる検査データなどはここに当てはまってしまって開示請求出来ないんじゃないか、却下されてしまうのではないかというふうに思いました。とにかく、情報公開請求、開示請求なのに狭めてしまっているというふうに思わざるを得ません。

最後の質問なんですが、3ページ目のところの第7条の開示請求の手続きの中で、この開示請求権に示されている組管内に住所を有する者とか、事業所を有する者とかっていう所に関わってくる訳なんですけどその手続きとして、組管内に有する事務所、事業所の名称及び所在地とか在学する名称及び所在地とかという事で、事業所で働いている人が開示請求をしようとする時に、その方が働いている事業所とここの関係で必要だと考えて開示請求した場合に、どこに務めているのかまで書き出さなくては行けないと。それこそ開示請求する人の個人情報に関わることまで組合に対し、出さなきゃいけないという事になるのでは。開示請求権を持つ開示請求者の個人情報の問題があるなというふうに思いました。ちょっと難しい事とは思いますが、4点ですか質問させていただきますので是非詳細などお願いします。

佐藤議長 質疑の途中ですけれども暫時休憩をします。再開はこの時計で11時15分とします。

佐藤議長 予定している時間より若干早いですけどもお集まりなので進めたいと思います。会議を再開致します。事務局長お願いします。

石橋事務局長 情報公開条例の後ろ側、34条をご覧ください。実施機関は第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合は、これに応じるように努めなければならない。ということであります。

これはうちの方の条例も匝瑳市に準じて作ってあります。匝瑳市に

おいても報道機関等、開示請求者じゃなくてもそれに応じて開示している事があるというのを聞いております。それと第5条につきましては開示請求ができる方が内容によっては不服が出た場合に、不服に対する申出とか、そう言うのもできますのでこういうふうに策定している。それに応じてそういう事があった場合の為に7条で開示手続きに個人情報が必要になってくるという、そういうふうな事でご理解を頂きたいと思います。8条につきましては情報公開条例、国の情報公開に関する法律に基づいて準用して同じように規定しております。あくまでも法律があります。その内、地方自治体と同じように情報公開をなさいと。するにあたっての根拠は何になるのと言われたらこの条例でなければ公開できませんので、あくまでも法律に基づいた中でうちの方が条例を整備しないと情報公開も出来ませんという事でご理解を頂きたいと思います。

ダイオキシンとかその辺につきましては、情報公開条例ぬきに廃棄物の処理の法律の中で規定されております。地域の方が来た場合には実際の分析結果を閲覧できるようにうちの方では結構前から法律が改正されてきてそういうのも見られるようにしてあります。それと同時に重要なものについては広報やホームページ等で積極的に記載しているつもりでおります。以上です。

田村議員 もう一つあります。開示請求者の個人情報者の問題です。

石橋事務局長 はい、今の5条に対してこういう方が不服申し立てができるという事ですので、それについて個人情報として7条が必要になってくると。5条と7条が抱き合わせになっているという事でありました。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 はい、まず2ページ目の一番上のところで質問させて頂いた件については法律上やる事が義務付けられている事、また公表する事が義務付けられている事は当然、従来から公表されているというのは承知しています。例として特別な場合にとっておいたデータの開示も難しくなるんじゃないかという事を述べさせていただきました。分かりにく

い事であろうかと思いますがそれはそう思います。

それから組合管内というのは少なくともこれは必要ないだろうと思います。全く必要ない事だと思います。それから請求者の個人情報の事もその方が個人として情報開示請求するならば住所、氏名を書けばいい訳であって、団体や事業所として開示請求するならばその所在地と名前なりを書けばいいわけであって、それ以上の複雑な事は必要が無い。なぜこんなに複雑になるかというところ組合管内というのが付くからだというふうに認識しました。それから非開示情報について今の法律にのっとったところの掲示の仕方、掲載の仕方なんだという事なんですけどもその事を言われてしまうと弱いんですけども、ただこれほど国、県、関係市町村、それから当組合という事の内部のという事を打ち出す必要はない、非開示情報の中に打ち出す必要はないというふうに私は考えます。これ以上のご答弁は頂けない様には思いますので、これで私の質疑は終わりにさせて頂こうと思いますけども、この第3号の組合情報公開条例については条文の内容について、私はよろしくないというふうに考えます。以上です。

佐藤議長 他にございますか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号の質疑は打ち切ります。続きまして、議案第4号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護条例の制定について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号を議題といたします。それでは、質疑を許します。ご意見等はございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。議案第4号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号の質疑は打ち切ります。続きまして、議案第5号「匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の退職管理に関する条

例の制定について」を議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第5号を議題といたします。それでは、質疑を許します。

田村議員 はい、議長。

佐藤議員 はい、田村議員。

田村議員 はい、第2条で書いてありますが事例としてどういった事の場合というふうにシミュレーションできるでしょうか。シミュレーションをお願いします。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 法律の38条の2第3項に規定するという事でありまして、離職前5年間の職務に関する現職職員の働きかけ、離職前5年間の職務に関するものの現職職員の働きかけ、これが離職後2年該当します。これが全ての就職者の場合になっております。あと在職中に自ら決定した契約処分に関する、現職職員の働きかけというのが期間の定めがなく該当するというふうになっております。辞めた人が現職に自分のやっていた仕事に対して働きかけをすると。そういったのを禁止する為の部分であります。以上です。

田村議員 はい、議長。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 第2条で管理または監督の地位にある職員の職として規則で定められるものに就いている職員であった者っていうのは、例えば当組合で言えばどういったポジションの方々を指すのでしょうか。それから離職後2年間営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、報酬を得る場合に限る。または営利企業の地位に就いた場合は速やかに任命権者に規則に定める事項を届けなくてはならないというふうに条例の主条文なんですけれども任命権者の届け出っていう事なので、今あの局長が答弁して頂いた事がどうもピンと来なくて条文とどう関係するのかなと思っちゃったのでご説明をお願いします。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 当組合では規則等ができてませんが、当組合として該当するのは私、事務局長かなと思ってます。離職後5年間の仕事でこの関係する業者の所に務めました。務める事には問題ないかと思えます。ただ、それでこちらの現職になんとかという事でそういう働きかけをすると。そういう事を防止する意味でも届出が必要なのかというふうに認識しております。以上です。

佐藤議長 よろしいですか。他にございますか。お諮りいたします。議案第5号の質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第5号の質疑を打ち切ります。以上で、議案に対する質疑を終結します。

続いて、日程第8の討論に入ります。討論の申し出はございますか。お諮りいたします。討論の申し出がございませんので、討論を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、日程第9の各議案の採決に入ります。議案第1号平成27年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり認定することに決定いたしました。続きまして、議案第2号平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合情報公開条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 賛成多数でございます。よって、議案第3号について、原案のお

り可決されました。続きまして、議案第4号匝瑳市ほか二町環境衛生組合個人情報保護条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の退職管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第5号について、原案のとおり可決されました。これにて、議案の採決を終結いたします。

日程第10一般質問を行います。その前に予め申し添えます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事を終了することができますようご協力をお願いいたします。なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含め概ね60分を目安としていただけますように重ねてご協力をお願いいたします。それでは、通告により質問を許します。

佐藤議長 はい、田村議員。

田村議員 はい。事前に通告しました大きく2点についてご答弁をお願いいたします。一つ目には先日来こちらに何回かうかがった時に最終処分場、ごみの選別と最終処分をする敷地内で一般廃棄物のごみの形状をしたものがうずたかく積み上げられていました。重機も稼働していましたがその状態がしばらく続いていました。現在ずいぶん減りましたがそれでもまだ完全には無くなってはいません。住民、利用者の方々から見てごみが溜まっていると、常識的に考えて当然とは思えない状態だというふうに思います。そこで質問させていただきますがこれらのごみの堆積はどうしてそうなってしまったのか経緯をうかがいます。

2番目に今、改善をしている最中だと思いますけれども改善に向けた対策。うずたかく積み上げられたごみを減らすという事と共に、うずたかく積み上げられた状態にならない対策というのも必要だと思います。どういった事を考えとられているのかご答弁ください。

3番目に今後の当組合関係のごみ量の見込みと処理の方向性について

てうかがいます。このごみの堆積の原因の一つとして焼却炉が老朽化しているという事もあるのかなと考えています。ごみの減量化、それから分別資源化、またその処理は速やかに処理するという事が必要だと思っんですけども、当局はどういった方針計画でやられるでしょうか。お願いします。

2番目なんですけど、ごみの分別と資源化を促進してごみを減量化していく事が必要と考えます。その為にさらに強化すべき事は何かうかがいます。小学生が学校からの見学という事でこちらに多数来られて色々勉強をしてごみとは何か、減量分別の必要性という事を良く聞いて教わっていくという事もあるかと思っます。そういった事も啓発啓蒙という事も含めて何が必要なのかご答弁お願いします。以上、お願いします。

佐藤議長

田村明美議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

管理者

はい、議長。

佐藤議長

はい、管理者。

管理者

それでは最初に私の方から、田村議員のご質問にお答えさせていただきます。堆積の原因から申し上げますと、ごみの量の増加そしてまた、田村議員のお話にもありました様に各施設の機械故障の影響等によるものであります。

ごみ量については、直接搬入の草木も年々増加しており、平成26年度は1,103トン、平成27年度は1,334トンと2割以上増加しており、その内7月は1年の中で最も草木の搬入量が多い時期でもございます。草木については、選別施設において、粗大ごみ破砕機で粉砕したのち、ごみピットに投入しております。

また各施設の機械類も老朽化による故障が多く、焼却施設では湿式電気集塵機の大規模な改修工事により、平成28年2月は2号炉を15日間の運転停止、3月は1号炉を同じく15日間停止し、この間は1炉での運転をしておったところがございます。その他4月からはごみピット内部のクレーン動作不良による修理や部品交換、焼却炉の助燃バーナや炉頂出口ダクト耐火物の落下等による緊急整備により焼

却施設の運転を停止した事もございます。

焼却施設が運転停止をしているため、選別施設で破碎したごみをごみピットへ運び入れることはできず、選別施設に留めておく必要がございます。選別施設でございます粗大ごみ破碎機におきましても修理のため運転停止期間がございました。また、4月から8月の間に、3件の火災がございまして、火災ごみの搬入されたことも原因のひとつであります。以上の事が、ごみ選別処理施設敷地内の堆積原因となっておりますと考えております。

次に、改善に向けた対策でございますけれども、設備機械の点検を徹底し部品交換を早期に実施することで、故障を未然に防ぐなど施設の運転停止期間を極力短縮していきたいというふうに努力してまいります。

次に、今後のごみ量の見込みと処理の方向性でございますけれども、ごみの量は年々増加しております。施設の老朽化に伴い点検や修理等で、一時的には堆積されることはあるかと思いますが、鋭意処理に努力していきたいというふうに思っておりますのでございます。

最後に、ごみの分別と資源化についてのお尋ねでございますが、住民みなさまへの3R推進を強化するため、構成市町との連携を図り、広報紙等で周知していく所存でございます。私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

田村議員

もう無いんですか。最後のが2番の答弁なんですね。

佐藤議長

再質問がある方は挙手をお願いします。

田村議員

はい、議長。

佐藤議長

はい、田村議員。

田村議員

管理者が最後におっしゃった事が1番、2番それぞれのやらなければならない事、また目指すべき事だと思います。3R推進の強化、周知を図る事だと思うんですけども、私もその通り思います。ただこの組合の特別の事情というのが草木ごみが大量に搬入されてくる事だと思います。それを搬入されたのを破碎してピットに入れて焼却ごみとして焼却するという事なんですけど、産業廃棄物であるという部分も

あるかと思いますが造園植木の事業者の方から出た物は産業廃棄物として出されているのかどうなのかよく分からないのですが、聞くところによりますとシルバー人材センターの方に一般家庭の方からお願いして草取りしたり植木の手入れをしてもらった。出てきたごみというのは家庭から出されたごみという事で一般廃棄物としてこちらの組合に搬入されると。それは良しとしていると。という事は聞くんですけれども草木ごみが年々増加してまた夏季に集中するという事については、その事についての対策というのは全くないのでしょうか。一般的な家庭ごみ、事業所ごみが増えているという事では無い様ですのでその草木ごみの対策についてうかがいたいと思います。

それから3R推進の強化なんですけど、やっぱり目指すところはごみの全体量の減量化だと思いますが、その中でも今の社会経済状況の中で一般廃棄物は多いと。特に紙類やプラスチック等はきちんと分別して焼却しなくても良い様にするという事が必要だと思いますが、その徹底という事では広報にお願い文章を載せるだけではなくて、各地域毎の啓蒙啓発運動が必要ではないかと思うんですが、具体的に職員さんが出張して行って一定時間の中でごみの分別への協力を訴えろと。シニアクラブさんなどは全体的にどこでもよく活動されていますし、熱心ですので聞く耳を持っておいでなのではないか。またそのシニアさんこそ分別の仕方が複雑で分かりにくい状況にあるのではないかと思うんですけど出張しての啓蒙啓発運動をやって頂く件についてご答弁を頂きたいと思います。2点お願いします。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議長 はい、事務局長。

石橋事務局長 管理者答弁でありましたけど、草木については正直言って結構問題かと認識してます。むこうの粗大の破砕機の方なんですけど10年位前は1,800tという事で24年位までは1,800~2,000t位でした。ここにきて急に増えている。じゃあその原因は何かという事で3年前の途中からなんですけどデータを取り始めました。そして今現在、管理者答弁でもありました様に26年度で1,200tの草木

が、27年度で1,334t。当然、今年度はもうちょっと増えてるのかなというふうに認識しております。昔は草木じゃなくて粗大の大きな家財ごみと言いますか、そういうものだったものが今はそちらの方に代わってきています。そういう認識を持ってまして、これをどうやって減らそうと言う事も考えなくてはならないんですが、そのデータを3年前から取り始めているのが今現在です。

自分達の土地の管理もなかなか出来なくなったりして通常だったら年3～4回草刈りして量もそんなに出なくてただそこに置いておけばいいというのを、長く伸びちゃった物をシルバーさんとかにお願いして、年に1回。じゃあ火事になっては仕方ないのでここに持ってくるしかない。ちょっと今、そういう面で過渡期なのかなという気がします。じゃあとと言ってもそれを受入れない訳にもいきませんし、現実はこの焼却炉も古いものですからこちらが止まってしまっただけでは向こうを受入れられません。ですからどうしてもこういう状態が、頑張っただけで減らそうとは思いますが、皆様方の協力もあって木の部分だけ、枝葉を抜きで木の部分だけであればそれをチップ化してリサイクルという様なところもあるかと聞いています。そういうのも一つ模索してみたいなと思っております。

あと、直接搬入につきましても近隣と比べるとうちの方はどうも料金が安いという事も少しでしょうけども要因の一つなのかなという事も認識しております。

それと分別の出張という事なんですけれども、私の立場から言わせて頂きますと、これにつきましてはうちの方は応援という事で、市町の方が音頭を取って頂きまして応援に来てくれという事であれば、音頭はこちらではなくて市町ではないのかなというふうに私は思っております。以上です。

田村議員

はい、議長。

佐藤議長

はい、田村議員。

田村議員

草木ごみですが、産業廃棄物なのか一般廃棄物なのかという事で明

確にそれは違い、定義があると思うんですがその事と、現状ではどうなのかとのご説明をお願いします。

石橋事務局長 はい、議長。

佐藤議員 はい、事務局長。

石橋事務局長 植木屋さんの植木も一般家庭も一般廃棄物になります。産業廃棄物ではありません。産業廃棄物として法律の中で産業廃棄物が定義されています。その定義に無いものは全部一般廃棄物となります。ただ、廃棄物処理法の中で事業系の一般廃棄物については自らの責任において処理しなければならないという項目があります。そうしますと全部うちで受けられればいいんですけども受けられない部分については事業系ですので、自らの責任で処理。自らというのは自分で処理もあるでしょうし、そういうリサイクル業者に持って行くという様な所もあるかと思えます。現実に草木も20円位払えば東金とかリサイクルやっている所もありますので、事業系につきましては極力そのような所をお願いするような恰好を取らざるを得ないのかなという認識でおります。以上です。

佐藤議長 以上で通告のありました質問はすべて終了いたしましたので、一般質問を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、一般質問を終結いたします。以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。皆様方の御協力に対しまして、感謝を申し上げます。これもちまして、平成28年9月定例会を閉会いたします。

【閉会：午前11時45分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

谷 塚 晴 子

会議録著名議員

高 坂 恭 子

会議録著名議員

田 村 明 美